

駐車監視員活動ガイドライン

令和4年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線		
路線 (区間)	重点時間帯	
国道153号ハイパス (千種区境～山中交差点)	9時～20時	重点路線
国道153号 (山中交差点～天白区境)	9時～20時	
市道山王線 (大清水ガード下交差点～山中交差点)	9時～20時	
市道堀田高岳線 (鶴舞交差点～瑞穂区境交差点)	9時～20時	
県道弥富名古屋線 (熱田区境～桜山交差点)	9時～20時	
市道名古屋環状線 (阿由知通1丁目交差点～瑞穂区境)	9時～20時	
○ 重点路線		
路線 (区間)	重点時間帯	
国道153号 (千種区境～川原通8丁目交差点)	9時～20時	重点路線
山手グリーンロード (山手通～八事)	9時～20時	
県道関田名古屋線 (千種区境～瑞穂区境)	9時～20時	
JR中央線東通 (鶴舞～大清水ガード下交差点)	9時～20時	

◎ 最重点地域			
地域 (町名)	重点時間帯		
御器所村雲周辺地区 ・御器所通1丁目～2丁目・御器所1丁目～4丁目・紅梅町1丁目、2丁目・天神町1丁目、2丁目・台町1丁目、2丁目・明月町1丁目、2丁目・松風町1丁目～2丁目・若柳町1丁目、2丁目・恵方町1丁目、2丁目・村雲町・出口町1丁目～3丁目・池端町1丁目、2丁目 ・円上町・滝子町・広池町・永金町1丁目～2丁目・丸屋町1丁目～6丁目 ・桜山町1丁目～6丁目・滝子通1丁目～4丁目・広見町1丁目～6丁目 ・阿由知通4丁目～5丁目・東郊通9丁目	9時～20時	重点地域	
○ 重点地域			
地域 (町名)	重点時間帯		
飯田街道周辺地区 ・阿由知通1丁目～3丁目・御器所通3丁目・北山町3丁目・広路通1丁目～7丁目 ・曙町3丁目・広瀬町3丁目・小坂町1丁目～3丁目・鶴羽町3丁目・雪見町3丁目 ・小桜町3丁目・緑町3丁目・塩付通1丁目、2丁目・川名町1丁目～6丁目 ・川名本町1丁目～6丁目・安田通1丁目～7丁目・萩原町1丁目～6丁目 ・折戸町1丁目～6丁目・元宮町1丁目～6丁目・川原通1丁目～8丁目	9時～20時		
鶴舞二丁目地区 ・鶴舞二丁目	9時～20時		
広路周辺地区 ・阿由知通4丁目、5丁目・御器所通3丁目・広路通1丁目～7丁目・石仏町1丁目、2丁目 ・広路本町1丁目～6丁目・南分町1丁目～6丁目・檀溪通1丁目～5丁目・長戸町1丁目～6丁目・桜山町1丁目～6丁目・大和町1丁目、2丁目・下構町1丁目、2丁目・長池町1丁目～5丁目・塩付通3丁目～7丁目・戸田町1丁目～5丁目・陶生町1丁目、2丁目 ・荒田町1丁目～5丁目・藤成通1丁目～6丁目・菊園町1丁目～6丁目	9時～20時		
山脇狭間地区 ・車田町1丁目、2丁目・阿由知通1丁目～3丁目・吹上町1丁目、2丁目・吹上2丁目 ・御器所町・鶴舞町・鶴舞一丁目～四丁目・狭間町・曙町1丁目、2丁目 ・広瀬町1丁目、2丁目・雪見町1丁目、2丁目・北山町1丁目、2丁目・鶴羽町1丁目、2丁目・小桜町1丁目、2丁目・緑町1丁目、2丁目・山脇町1丁目～4丁目・北山本町1丁目、2丁目・東畑町1丁目、2丁目・御器所通1丁目、2丁目	9時～20時		
白金周辺地区 ・福江一丁目～三丁目・白金一丁目～三丁目	9時～20時		
秋中・八事周辺地区 ・広路通7丁目～8丁目・花見通2丁目～3丁目・山中町2丁目・川名山町1丁目・川名山町 ・楽園町・八雲町・山里町・八事本町・滝川町・広路町・南山町・山手通1丁目～5丁目 ・隼人町・上山町1丁目～4丁目・汐見町・五軒家町・檀溪通1丁目～5丁目 ・駒方町1丁目～6丁目	9時～20時		
高峯・妙見・八事富士見地区 ・高峯町・妙見町・八事富士見・山手通1丁目～5丁目	9時～20時		
○ 自動二輪・原付重点地域			
地域 (町名)	重点時間帯		
地下鉄御器所駅周辺地区	9時～20時		

愛知県昭和警察署